

欠席と出席停止について

《欠席・遅刻の連絡方法》

- ① 欠席（遅刻・早退を含む）する場合には携帯電話やスマートフォンで右記のQRコードを読み取り、「城ノ上小 欠席・遅刻の連絡フォーム」に接続し、7：30までに必要な情報を送信してください。



※PCで接続する場合には、入学後に学校 City メールにてURLを送付します。

- ② お子さんの通学班の班長に欠席又は遅刻することを確実に伝えてください。
③ 7：30以降に欠席又は遅刻することが決まった場合には、電話にて連絡をお願いします。

《留意点等》

- ・ 携帯電話などでの連絡が困難な方は、『欠席届』（用紙は入学後に配布します）を提出していただいても構いません。（兄妹、または通学班の班長さんに持たせてください。）
- ・ 早退などの連絡について、連絡帳に記入してください。
- ・ 詳細確認のために学校から電話にて連絡をする場合もあります。
- ・ 上記の方法ではお子さんの様子を伝えられない場合、担任に相談したい場合などには、連絡フォームの送信の有無にかかわらず電話での連絡をお願いします。

◎欠席扱いにならない場合

- ・ 親族が亡くなった場合→忌引き（日数は故人と児童の関係によって異なります）
- ・ 学校感染症にかかった場合→出席停止

《出席停止となる病気（学校感染症）と停止期間》

☆令和2年度より当面の間、児童及びご家族の発熱がある場合又は風邪の症状（ひどい咳や強いだるさ）がある場合には、出席停止の対応ができます。

インフルエンザ：	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
百日咳：	特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）：	解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）：	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）：	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）：	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核：	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎：	//
溶連菌感染症：	医師の許可が出るまで
マイコプラズマ肺炎：	//
感染性胃腸炎：	//
その他：	//

ここに明記された病気以外でも出席停止に該当する場合があります。医療機関で言われた診断名等はその都度、必ずお知らせください。

※児童が医師によりこれらの診断をされた場合（「かもしれない」という疑いも含みます）、原則的に連絡があった時点で出席停止となりますので、速やかに担任までご連絡ください。診断書は必要ありませんが、登校の際に『登校連絡票』（用紙は入学後に配布します）を担任に提出してください。